

国民健康保険税の減免のお知らせ

国民健康保険税は、前年中の所得をもとに税額を決定しますが、失業等の原因により前年中の所得に比べて今年の所得が極端に減少し、担税能力が著しく低下した場合、保険税の減免を受けられる場合があります。

1. 次の要件すべてに該当する方が、減免の対象者になります。

- ・ 所得減少の理由が、失業、休業、廃業、疾病、負傷によるものであること
- ・ 国保世帯の前年中の合計所得が 400 万円以下 であること
- ・ 国保世帯の本年中の合計所得が 2 分の 1 以下 に減少する見込みであること

2. 減免の申請方法

雇用保険受給資格者証、給与明細書、離職証明書、廃業届など所得の減少理由のわかるもの及び印鑑をご持参の上、税務課 町民税係にご相談ください。

※ 申請の際には納税相談や面接を行い、総合的に判断して減免の可否を決定します。

3. 減免される税額

前年中の合計金額及び当該年中の合計金額の見積額に応じ、納期未到来分の保険税の所得割額に、次の表に掲げる率を乗じて得た額が減免税額となります。

前年中の合計金額	当該年中の合計金額の見積額	減免の割合 (所得割のみ)
200 万円以下	前年中の合計金額の 10 分の 3 未満	10 分の 10
	前年中の合計金額の 10 分の 5 以下 10 分の 3 以上	2 分の 1
300 万円以下	前年中の合計金額の 10 分の 3 未満	2 分の 1
	前年中の合計金額の 10 分の 5 以下 10 分の 3 以上	4 分の 1
400 万円以下	前年中の合計金額の 10 分の 3 未満	4 分の 1
	前年中の合計金額の 10 分の 5 以下 10 分の 3 以上	8 分の 1

※ 申告の状況により、減免割合の変更や取り消しになる場合があります。

お問合せ先 : 税務課 町民税係
TEL. 0983-26-2011